

- 農地については、**農業上の利用が行われることを基本**として、まず、**基盤法**に基づき、**農業上の利用が行われる農用地等の区域**について、**地域計画**を策定
- その上で、農業生産利用に向けた様々な政策努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、農用地の保全等に関する事業を検討し、**粗放的な利用等を行う農地**について、必要に応じ**農山漁村活性化法**に基づく**活性化計画**を策定
- 両法に基づく地域の土地利用についての**話し合いを一体的に行い**、両法による措置を**一体的に推進**することにより、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、**農地の適切な利用を確保**

## 農業者等による協議

- 協議の中で、(緑) 農業上の利用が行われる区域と (茶) 保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ



## 「農業上の利用が行われる区域」の考え方

農地については、農業上の利用が行われることが基本であるとの考えの下、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地<sup>(※)</sup>について、「農業上の利用が行われる区域」の外の農地として粗放的な利用等を検討

※の具体例

- ① 農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
- ② 山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの

## 活性化計画（農山漁村活性化法）

### 農用地の保全等に関する事業

#### ①粗放的な農業利用

- ・放牧
- ・景観作物
- ・エネルギー作物



#### ②農業生産の再開が容易な土地として利用

- ・ビオトープ
- ・鳥獣緩衝帯



#### ③計画的な転換を図る土地として利用

- ・計画的な林地化（早生樹等）

